

(様式第2)

令和 年 月 日  
発番 号

殿

※共同申請の場合は連名

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
理事長 印

### 小規模事業者持続化補助金交付決定通知書

独立行政法人中小企業基盤整備機構による中小企業生産性革命推進事業の一環として実施されている小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>交付規程第6条第1項の規定により、貴殿より申請のありました小規模事業者持続化補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同規程第9条第3項の規定により通知します。

【交付決定日： 令和 年 月 日（第 回受付締切分）】

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、貴殿より申請のあった、小規模事業者持続化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
うちコロナ特別対応型	金	円
うち事業再開枠	金	円
補助金の額	金	円
うちコロナ特別対応型	金	円
うち事業再開枠	金	円

<内訳> ※共同申請でない場合、内訳欄は削除

(申請者名) <代表者>

補助対象経費	金	円
うちコロナ特別対応型	金	円
うち事業再開枠	金	円
補助金の額	金	円
うちコロナ特別対応型	金	円
うち事業再開枠	金	円

(申請者名) <共同事業者1>

補助対象経費	金	円
--------	---	---

うちコロナ特別対応型	金	円
うち事業再開枠	金	円
補助金の額	金	円
うちコロナ特別対応型	金	円
うち事業再開枠	金	円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。

補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の2/3若しくは3/4（これらの補助率に加え、事業再開枠が認められた場合には、定額を加えた額）又は配分された上記2. 記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>交付規程（以下「交付規程」という。）で定めるところに従わなければならない。

5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。